

# Weekly Report

第364号  
平成28年6月20日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 機械装置の取得に係る固定資産税の特例

### ◆中小企業等経営強化法が7月から施行予定

28年度税制改正では、中小企業等が生産性を高める機械装置を取得した場合に、固定資産税を軽減する措置が創設されましたが、その前提となる「中小企業等経営強化法」が7月初旬から施行される見通しとなっています。

中小企業等経営強化法は、生産性を向上させる取組を計画した中小企業等の支援を目的に制定され、同法で示された基本方針や事業分野別指針に沿って生産性向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」について、国から認定を受けることで固定資産税の軽減措置や、金融支援等の特例措置を受けることができます。

### ◆機械装置の取得に係る固定資産税の軽減

固定資産税の特例は、中小企業等経営強化法の施行日から31年3月31日までの間に、経営力向上計画に基づき取得する一定の機械装置（新品）について3年間、固定資産税の課税標準を1/2に軽減する措置となります。

一定の機械装置とは、①販売開始から10年以内、②旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上する、③1台又は1基の取得価額が160万円以上、のいずれにも該当するものです。

同法施行日以降、例えば、28年中に経営力向上計画に基づき取得した機械装置は、29、30、31年度の固定資産税が軽減されます。

この特例は、従来の設備投資減税（特別償却や税額控除）とは異なり、固定資産税での軽減措置となるため、赤字企業にも減税効果があります。

## 大幅な増加となった27年度のふるさと納税

総務省によると、27年度のふるさと納税（全地方団体の合計）は、受入額が約1653億円（前年度比4.3倍）、受入件数が約726万件（同3.8倍）と大幅に増加しました。

地方団体別の受入額では、宮崎県都城市の約42億円が最も多く、次いで静岡県焼津市の約38億円、山形県天童市の約32億円と続いています。

なお、確定申告をしない給与所得者等が対象となるワンストップ特例（確定申告を行わず寄附金控除を受けられる制度）を適用した場合、所得税からの控除は行われませんが、その分を含めた控除額がふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う住民税から控除されることとなります。

## 『急』鈴木会計事務所セミナーのご案内

当事務所では、6月22日「補助金制度活用セミナー」及び7月1日「相続税・相続遺言セミナー」の開催を予定しております。

補助金制度活用セミナーについては、申込期限が過ぎておりますが、まだ席に余裕がございますので、参加ご希望の方は急ぎご連絡頂きますようお願い致します。

セミナーの詳細、申込方法につきましては、当事務所HP（上記URL参照）をご覧ください。